

## 初期幕藩体制における意思伝達のメカニズム

花岡, 興史

<https://doi.org/10.15017/1500475>

---

出版情報 : Kyushu University, 2014, 博士 (比較社会文化), 課程博士  
バージョン :  
権利関係 : Fulltext available.



氏 名 : 花岡 興史

論 文 名 : 初期幕藩体制における意思伝達のメカニズム

区 分 : 甲

## 論 文 内 容 の 要 旨

権力者の意志は、文書により伝達されるものが多い。文書とは、書式などから授受者間の社会的関係を最も具体的に表すものである。これについて、本論は、初期幕藩体制の中で幕府が発給する奉書を中心とした文書が、どのようなプロセスにより発給され、それはどのような政治的過程を経て大名に伝達されたか、また徳川幕府の権力は文書を介することでいかに創出されたかという疑問を、老中体制の成立を基軸においてその特質にアプローチしたものである。本論文は序章、本論三部、からなっている。

序編では、本論のテーマとなる江戸幕府の意思を伝達する手段の一つである「奉書」が、中世におけるそれと異なり書状形式であるということに触れて、近世古文書学の中での位置づけを行っている。また、対象の時代となる初期幕藩体制を、老中制の成立を中心とした藤井讓治『江戸幕府老中形成過程の研究』の達成点を評価し、①徳川家康・秀忠による出頭人の時代、②家光親政期に老中体制により出頭人が否定された時代、③島原の乱終了後の寛永十五年以降に將軍諸職直轄制が否定され老中制が再編された時代の三段階を画期とし、それぞれにおいて、どのような文書のやりとりがなされたかを著している。

第一部「江戸幕府の奉書発給にみる『一国一城令』の伝達と効力」では、一国一城令が従来言われているような「令」という認識ではなく、連署奉書で発給されていることに着目し、古文書学に基づき「奉書」が本来持っている限定的かつ時限的な性格がありながら「一国一城令」と呼ばれたことに対する批判を行っている。また、この「令」は、徳川氏と豊臣氏の二重公儀体制が完全に解消したタイミングで出されており、時勢を理解した各大名たちが「奉書」「内意」「外聞(情報収集)」など様々な受け取り方をしていることを明らかにした。これが、この「令」の不統一さを生み出していることも述べている。さらに、將軍秀忠によるこの奉書に、大御所家康の出頭人である本多正純・金地院崇伝がかかわっていることから、実際の「奉書」発給は將軍以外にも関与していることを指摘した。また、従来からいわれている寛永十五年(1638)島原一揆後の破却も、細川家史料を中心に再分析し、さらに考古学的見知からその実態を再検討した。

以上のことから、二重公儀体制が完全に解消した直後に出了された一国一城令は、その時勢や奉書であるということから、不統一感を払拭できずその成果は島原一揆を経て、その実態を各大名が認識したことを論じている。

第二部「天草・島原の乱にみる幕藩間の意思伝達」では、老中月番制により出頭人体制が否定され、かつ老中が具体的に関与できない状況で、幕府の意思伝達が遠隔地にどのようになされているかを上方の政治機構を中心に分析している。西国支配の要となる上方は、朝尾直弘「畿内における幕藩制支配」にあるように寛永11・12年(1634・5)の規定にある老中体制の対象外であった。この上方では、京都所司代・大坂城代・大坂定番・大坂町奉行の四者で上方軍事機構を掌握していた。これを本稿では上方衆とよんでいる。この上方衆の軍事機構が効力を発揮したのが、寛永14年(1647)に勃発した島原一揆の時であった。この一揆についての上方衆の軍事指揮、特に初動につ

いて幕藩間の意思伝達をみることにより江戸幕府の支配機構の一端を明らかにしている。

本稿は、江戸と遠隔地における意思伝達のタイムラグをどのように克服するかという観点から、その中間にある上方衆の初動を中心に論述している。その中で、将軍の命令として大名に認識される「奉書」が実は老中だけではなく、上方衆からも限定的であるが発給されている、いわば「上方衆奉書」の存在がある点を指摘した。また、この奉書を発給できる権限は上方衆に留まらず、遠隔地である島原に派遣された上使衆にも与えられており、現地で独自に発給された「上使衆連署奉書」呼ぶべき「奉書」があったことも取り上げている。つまり将軍の意を奉ずる「奉書」が、彼の許可を待たずして発給されるものが存在したことを明らかにした。

以上から、奉書の発給というものは、幕藩体制の初期段階、しかも有事においては極めて柔軟性があり、このことが遠隔地における幕藩間の意思伝達のタイムラグを克服していることを論じた。

第三部「大名城郭普請許可にみる幕藩関係と政治機構」では、大名家に残った史料を積極的に利用することにより、老中奉書の発給プロセスとそれに取次として介在する「大老」の存在を明らかにし、そこにみえる寛永15年（1648）の老中体制確立後の政治体制を論じている。

この検証から、「大老」は、寛永15年以降の老中制を核とした幕府機構・組織の再編成が行われた時期に職として機能しており、それを大名たちも理解していたことが理解できる。

以上から、「大老」は、老中体制を否定するものではなく、将軍家光の強力なイニシアティブを表と内証で支える存在となり、家光晩期の国内動揺を克服するために頻繁に開催された「老臣会議」などの基礎となったのである。